

## 2) 南部町条例・規則・要綱等

### ① 南部町地域振興区の設置等に関する条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、南部町(以下「町」という。)に暮らす住民(以下「町民」という。)が、自らが暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集して様々な活動に取り組む場として、かつ、町が町民の意見を町政の運営に反映し、町民と共に魅力あるまちづくりを行う場として設置する南部町地域振興区(以下「地域振興区」という。)に関し必要な事項を定めることにより、もって地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 1 条の 2 第 1 項に定める町の役割の実現並びに自立性を高め魅力ある地域づくり及びまちづくりに寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、町民が主体的に地域活動を行い、かつ、町民と共に魅力あるまちづくりを行う場である地域振興区に対し、そこに参加する町民が主体的に活動できるよう積極的な施策を講ずるとともに、必要な支援を行うものとする。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、自らが暮らす地域をより住みやすく、活気のあるものとするため、町民と行政が共にまちづくりを行う場である地域振興区が行う活動に参加するよう努めるものとする。

(地域振興区の区域)

第 4 条 町民が、主体的に地域活動を行い、かつ、その共同体意識の形成が可能な一定の区域として、地域振興区を置く。

- 2 町内における地域振興区は、[別表](#)に定めるとおりとし、その区域は別に定めるところによる。

(地域振興協議会)

第 5 条 地域振興区を統括し、町民の多様な意見の集約及び調整を行い、かつ、地域づくりに係る計画の策定及び計画の実現を目指し、町と共に活動を推進する住民組織として、地域振興区に地域振興協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、自らが担う地域振興区に係る事項について町長その他の町の機関により諮問されたもの及び必要と認めるものについて審議し、町長その他の町の機関に意見を述べることができる。
- 3 町長は、次に掲げる町の施策に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聞くものとする。

- (1) 町が策定する基本構想及び総合計画
- (2) 地域振興区の区域
- (3) 地域の振興又は協議会の運営に多大な影響を与える事項

4 町長その他の町の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(協議会の政治的及び宗教的活動の禁止)

第6条 協議会は、政治的及び宗教的な活動をしてはならない。

(協議会規約)

第7条 協議会は、次に掲げる事項を規約で定めるものとする。

- (1) 協議会の名称
- (2) 協議会の事務所の所在地
- (3) 協議会の組織に関する事項
- (4) 協議会の役員及び構成員に関する事項
- (5) 協議会の運営に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、協議会が必要と認める事項

(協議会の会長及び副会長)

第8条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会より選任された者のなかから町長が任命する。
- 3 会長及び副会長は、町の特別職の職員で非常勤のものとし、その任期は3年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 4 町長は、会長及び副会長が病気等によりその職務を行うことが困難であると認められるときは、協議会より選任された者のなかから会長及び副会長を改めて任命するものとする。この場合において、改めて任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会会長及び副会長の報酬)

第9条 協議会の会長及び副会長の報酬は、[南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例\(平成16年南部町条例第41号\)第2条第1項](#)に定めるところによる。

(協議会への財政的支援)

第10条 町長は、協議会の活動が民主的かつ効率的に行えるよう、別に定めるところにより、協議会に対して財政的支援を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。  
(協議会の設置に関する特例)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、協議会が設立されていない地域振興区における協議会の業務は、次の各号に掲げる地域振興区に応じ、当該各号に定める地域振興区に係る設立準備委員会が行うものとし、施行日より後に設立された協議会は、その設立時に当該業務を引継ぐものとする。

- (1) 東町、西町地域振興区 東西町地域自治組織設立準備委員会
- (2) 天津地域振興区 天津地域自治組織設立準備委員会
- (3) 大国地域振興区 大国地域自治組織設立準備委員会
- (4) 法勝寺地域振興区 法勝寺地区地域振興協議会設立準備委員会
- (5) 上長田、東長田地域振興区 両長田地域自治組織設立準備委員会
- (6) 手間地域振興区 手間地区地域自治組織設立準備委員会
- (7) 賀野地域振興区 賀野地区地域自治組織設立準備委員会

(協議会会長及び副会長の任命の特例)

- 3 協議会の設立時における会長及び副会長の任命については、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、前項に掲げる設立準備委員会より選任された者のなかから町長が任命するものとする。

(協議会会長及び副会長の任期の特例)

- 4 前項の規定により任命された会長及び副会長の任期は、第 8 条第 3 項の規定に関わらず、平成 22 年 6 月 30 日までとする。

(この条例の失効)

- 5 この条例は、平成 22 年 6 月 30 日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

別表(第 4 条関係)

地域振興区の名称
東町、西町地域振興区
天津地域振興区
大国地域振興区
法勝寺地域振興区
上長田、東長田地域振興区
手間地域振興区
賀野地域振興区

② 南部町地域振興区の区域を定める規則

平成 19 年 6 月 29 日  
規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、[南部町地域振興区の設置等に関する条例\(平成 19 年南部町条例第 7 号。以下「条例」という。\)](#)第 4 条第 2 項に定める南部町地域振興区(以下「地域振興区」という。)の区域を定めることを目的とする。

(地域振興区の区域)

第 2 条 [条例第 4 条第 2 項](#)に定める別に定める区域は、次の表の通りとする。

南部町地域振興区の名称	区域
東町、西町地域振興区	東町、西町及び福成の一部
天津地域振興区	境、福成(東町、西町地域振興区に含まれる区域を除く。)、清水川、阿賀(大国地域振興区に含まれる区域を除く。)及び倭の一部
大国地域振興区	北方、原、倭(天津地域振興区及び法勝寺地域振興区に含まれる区域を除く。)、西(法勝寺地域振興区に含まれる区域を除く。)、絹屋、鍋倉、与一谷、猪小路及び阿賀の一部
法勝寺地域振興区	法勝寺、落合、鴨部、福頼、掛相、馬佐良、馬場、徳長、武信、道河内、伐株、倭の一部(天津地域振興区及び大国地域振興区に含まれる区域を除く。)及び西の一部。
上長田、東長田地域振興区	能竹、下中谷、上中谷、大木屋、中、八金及び東上
手間地域振興区	天萬、寺内、三崎、宮前、円山、諸木、田住、福里及び市山の一部
賀野地域振興区	市山(手間地域振興区に含まれる区域を除く。)、浅井、高姫、金田、井上、御内谷、朝金、荻名、池野及び鶴田

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

### ③ 南部町地域振興協議会支援交付金規則

平成 19 年 6 月 29 日

規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、[南部町地域振興区の設置等に関する条例\(平成 19 年南部町条例第 7 号。以下「条例」という。\)](#)第 10 条の規定に基づき、地域振興区において、活動の中心として機能する地域振興協議会が地域住民の意見及び要望を事業に反映させ自主的かつ効率的に活動するための財政的支援として、地域振興協議会に対し交付する地域振興協議会支援交付金(以下「交付金」という。)について必要な事項を定めることにより、魅力ある地域づくり及びまちづくりに寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第 2 条 町長は、[条例第 4 条](#)に定める地域振興区を運営する地域振興協議会(以下「協議会」という。)に対して、次の各号に掲げる地域振興区における自主的かつ効率的に活動するために必要な経費に対し、交付金を予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 協議会の運営に係る経費
- (2) 協議会が運営する地域振興区内に存する自治会等が活動を行うために要する経費
- (3) 地域振興区における各種計画の策定に要する経費
- (4) 自主的、自発的な地域の活動を行うために要する経費
- (5) その他町長が特に認めるものに要する経費

(交付金の会計年度)

第 3 条 交付金の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(交付金の申請)

第 4 条 交付金を申請しようとする協議会は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 南部町地域振興協議会支援交付金交付申請書([様式第 1 号](#))
- (2) 会計年度 1 年間の事業計画書
- (3) 会計年度 1 年間の収支計画書
- (4) 第 2 号及び第 3 号の書類について、協議会が承認したことがわかる資料
- (5) その他交付金の交付に関し町長が特に必要と認める書類

2 前項に定める書類は、町長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付申請に係る審査)

第 5 条 町長は、交付金の申請があったときは、当該申請に係る書類に記載された交付金の申請額、事業計画及び収支計画の内容について、適正かつ妥当であるか否かを審査しなければならない。

2 前項の審査において、町長が必要と認めるときは、当該申請をした協議会の役員その他の構成員に対して説明を求め、又は交付金の申請に係る書類の提出を求めることができる。

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前項の規定による審査の結果に基づき、交付金の交付に係る事項を決定しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、申請した協議会に対し南部町地域振興協議会支援交付金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、通知するものとする。

(申請事項の変更等)

第7条 協議会は、交付金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付金の額その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、南部町地域振興協議会支援交付金変更承認申請書(様式第3号)により町長に申請して承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認を決定したときは、南部町地域振興協議会支援交付金変更承認通知書(様式第4号。以下「変更承認通知書」という。)により、協議会に通知するものとする。

(交付金の交付請求)

第8条 第6条第2項に定める決定通知書及び前条第2項に定める変更承認通知書の交付を受けた協議会は、交付金を請求しようとするときは、南部町地域振興協議会支援交付金請求書(様式第5号)により町長に請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して20日以内に当該請求を行った協議会に交付金を支払わなければならない。

(交付金の取扱い)

第9条 交付金の交付を受けた協議会(以下「交付協議会」という。)は、当該協議会で定めた事業計画及び予算に基づき、交付金を管理し、かつ、適正にこれを執行しなければならない。

- 2 交付協議会は、会計年度終了後に事業計画の実績報告書及び会計決算書を作成しなければならない。
- 3 前項に定める実績報告書及び会計決算書は、会計年度終了後60日以内に町長に提出しなければならない。

(監査)

第10条 町長は、前条第3項の規定により交付協議会より実績報告書及び会計決算書が提出されたとき、又は町長が特に監査の必要があると認めるときは、町長の補助機関である職員のうちから町長が当該資料の監査のために任命した職員(以下「監査員」という。)に、事業の実施、会計処理及び交付金の処理について監査させなければならない。

- 2 町長は、監査に関して必要と認めるときは、監査員を通じて当該協議会の役員その他の構成員に対して説明を求め、又は実績報告及び会計決算に係る書類の提出を求めることができる。
- 3 監査員は、監査を行ったときは、監査調書を作成しその結果を町長に報告しなければならない。

(監査結果の通知及び指導)

第11条 町長は、前条第1項及び第2項の規定による監査の結果を当該監査の対象である協議会(以下この条において「対象協議会」という。)に通知するものとする。



- 2 町長は、前条の規定による監査の結果、交付金の執行について適正でないものがあると認めるときは、対象協議会に対し、適正な執行を行うよう指導しなければならない。

(交付金の返還)

第12条 町長は、監査の結果、交付金を不正に利用し、又は当初の事業計画及び収支予算に定める目的に反して利用したことが明らかであるときは、交付協議会に対し交付金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(余剰金の取扱い)

第13条 交付協議会は、当該協議会の会計決算において、交付を受けた交付額の5パーセントを上回る額の余剰が生じたときは、当該上回る額の全部を町長に返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 交付協議会は、交付金により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けずに交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、交付金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

(会計年度に関する特例)

- 2 平成19年度における交付金の会計年度は、第3条の規定に関わらず、平成19年7月1日から平成20年3月31日までとする。

(余剰金の取扱いの特例)

- 3 平成19年7月1日から平成22年3月31日までの間においては、協議会の会計決算において、交付を受けた交付額に余剰が生じたときは、第13条の規定に関わらず、当該余剰相当額の全額を当該協議会の次会計年度の会計に繰り入れるものとする。

(この規則の失効)

- 4 この規則は、平成22年6月30日までに延長その他所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

#### ④ 南部町まちづくり推進助成事業実施要綱

平成 16 年 10 月 1 日

告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この事業は、集落又は地区内の環境美化推進や生活環境の改善に必要な事業に対して、助成を行うものとする。

(助成対象事業者)

第 2 条 助成対象事業者は、まちづくり推進計画を策定し実施する集落、地区公民館及び任意団体(以下「団体等」という。)とする。

(助成対象事業)

第 3 条 助成対象事業は、次の基準に適合するものとする。

- (1) 団体等が環境美化推進や生活環境の改善を図るために必要な施設の設置又は改修等の事業とし、国・県等の補助金の交付を受けないものであること。
- (2) 町長が特に必要と認めるもの

(助成金)

第 4 条 助成金は 1 件につき、50 万円の範囲内の額とする。助成率は、助成の対象となる経費の 1/2 以内とする。ただし、用地取得に要する経費は助成の対象としない。

- 2 助成金は、申請件数に係らず 1 団体等につき最大 50 万円を限度とする。
- 3 町長は、前 2 項の規定にかかわらず、町内の部落公民館(多目的集会所を含む。)の新築(用地取得に要する経費は除く。)又は改築に対する助成金を交付するものとし、その額は、次に掲げるとおりとする。

事業費の 3.3 平方メートル当たりの単価(以下「事業単価」という。)に、基準面積(2 平方メートルに、事業主体が助成金の交付申請をした日の属する年の 1 月 1 日現在の事業主体の世帯数を乗じて得た面積をいう。)を乗じて得た額の 10 分の 1.3 に相当する額を更に 3.3 で除した額とし、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、建設面積が基準面積以下のときは、建築面積を限度とし、事業単価が 42 万 5,000 円を超えるときは、42 万 5,000 円とする。なお、事業主体の世帯数が 25 未満のときは、基準面積を 50 平方メートルまで認めることができる。

- 4 前項に規定する助成金は、事業主体に、町長以外から補助金又はこれに類するものが支払われた場合又は支払われることが確実だと町長が認めた場合は、その額を、同条に規定する助成金から除くものとする。
- 5 助成金は、団体等の申請件数に係らず年度予算の範囲内で配分する。

(助成の申請手続)

第 5 条 この助成を受けようとする団体等は、あらかじめ町長に助成申請書(様式第 1 号)を提出するものとする。

(助成の決定等)

第 6 条 町長は、助成申請書の内容を審査し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。



2 前項により助成を決定した場合は、町長は、その旨を申請者に通知(様式第2号)するものとする。

3 助成対象事業について変更が生じた場合は、その理由を付して町長に報告し、その承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更なものについては、これを省略することができる。

(助成金の交付)

第7条 団体等は、助成対象事業を完了し、助成金の交付を受けたいときは助成事業実績報告書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、助成事業実績報告書を受理した後、その交付すべき助成金の額を確定して、団体等に交付するとともに、その旨を通知するものとする。

3 助成金の交付を受けた団体等は、助成の対象となった施設又は設備であることを認識し、維持管理等に努める。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の西伯町まちづくり推進助成事業実施要綱(平成7年西伯町規程第1号)又は会見町部落公民館の新築等に対する補助金交付要綱(昭和52年4月1日)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年1月26日告示第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

## ⑤ 自治会合併補助金交付要綱

平成 18 年 12 月 25 日  
告示第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、複数の自治会が合併し、新たに設立された自治会の一体感の醸成及び円滑な集落運営を支援するために交付する自治会合併補助金(以下「補助金」という。)に関し、[南部町補助金等交付規則\(平成 16 年南部町規則第 51 号。以下「規則」という。\)](#)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第 2 条 補助金は、複数の自治会が合併して新たに設立された自治会(以下「新設自治会」という。)に対して交付する。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、[別表](#)に掲げる額とする。

(補助金の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする新設自治会の代表者は、[規則第 5 条](#)に定める補助金等交付申請書に、新設自治会の規約その他これに準ずる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 5 条 新設自治会が補助金の交付を受けた後に合併を解消したときは、交付を受けた補助金の額の 2 分の 1 を返還しなければならない。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

[別表](#)(第 3 条関係)

	2 つの自治会が統合した場合	3 つ以上の自治会が統合した場合
交付額	30 万円	45 万円

## ⑥ 南部町定住促進奨励金交付要綱

平成 16 年 10 月 1 日  
告示第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町の人口増加と若者の定住化により活力あるまちづくりを推進するため、これに寄与するものに対し定住促進奨励金(以下「奨励金」という)を交付するものとし、その交付に関しては[南部町補助金等交付規則\(平成 16 年南部町規則第 51 号\)](#)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(支給の要件及び交付額)

第 2 条 奨励金は、[別表第 1](#)に該当する者に交付する。ただし、町税及び町納付金を滞納していないことを要件とする。

- 2 交付額は当該年度に支払った家屋、又は土地及び家屋の固定資産税額に相当する額とし、新たに固定資産税を課すこととなった年度から 5 年間を限度として申請できるものとする。ただし併用住宅の場合は、居住部分に相当する部分の固定資産税額とする。

(奨励金の申請)

第 3 条 奨励金の交付を受けようとする者は、[別表第 2](#)に定める書類を町長に提出するものとする。

(奨励金の交付決定)

第 4 条 前条の規定により申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認められるときは、定住促進奨励金交付決定通知書([様式第 2 号](#))により当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第 5 条 交付決定を受けた申請者は、定住促進奨励金交付請求書([様式第 3 号](#))を町長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第 6 条 町長は奨励金の交付請求を受けたときは、当該年度の固定資産税の納付を確認後速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第 7 条 町長は申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し、又は交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。
- (3) 町長が特に適当でないと認めたとき。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の西伯町定住促進奨励金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

## ⑦ 南部町出前講座実施要綱

平成 18 年 8 月 25 日  
告示第 56 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町民に対し、町政に係る説明又は職務に関連して習得した専門的知識若しくは技能の提供を行う講座(以下「出前講座」という。)を実施することにより、町政に対する理解又は町民の学習機会の拡大することにより、自治意識の向上と町政への町民参加を促進するとともに、町と町民との協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(受講できる者)

第 2 条 出前講座を受講できる者は、町内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者で構成する団体、グループ等(以下「団体等」という。)とする。この場合において、団体等の構成員数は 10 名以上とする。ただし、町内の自治会はこの限りではない。

(出前講座の項目)

第 3 条 出前講座の項目(以下「講座項目」という。)については、別に定める。

- 2 前項に定める講座項目は、当該講座項目を所管する課(以下「講座担当課」という。)が常時見直しを行うものとする。

(項目以外の要望)

第 4 条 団体等は、前条に規定する講座項目のほか出前講座として受講を希望する内容があるときは、町長に要望することができる。

(開催日時等)

第 5 条 出前講座の開催日は、[南部町の休日を定める条例\(平成 16 年南部町条例第 2 号\)第 1 条](#)に規定する町の休日を除いた日とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 出前講座の開催時間は、午前 9 時から午後 9 時までの間で、1 講座あたり 2 時間以内とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、1 時間を限度に延長することができる。

(開催場所等)

第 6 条 出前講座を開催する会場は、町内の施設とする。

- 2 前項の会場は、出前講座を受講しようとする団体等が確保しなければならない。

(受講の申込手続)

第 7 条 出前講座を受講しようとする団体等の代表者(以下「申込者」という。)は、受講しようとする日の 20 日前までに出前講座受講申込書([様式第 1 号](#))を町長に提出しなければならない。

(講座開催の決定)

第 8 条 町長は、前条の申込みを受けたときは、申込みのあった項目の担当課と調整の上、速やかに講座開催の可否を決定し、出前講座開催(承認・不承認)決定通知書([様式第 2 号](#))により、申込者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による決定について、特に必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(講座開催の制限又は取消し)

第9条 町長は、申込者若しくは講座開催の承認決定を受けた者(以下「開催決定者」という。)又は当該団体等の構成員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の開催を承認しない決定をし、又は既に承認決定の通知を行っていた場合は、これを取り消すことができる。

- (1) 出前講座の開催が政治活動若しくは宗教活動又は営利に係る活動を目的としているとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 専ら行政に対する苦情、陳情又は批判が行われるおそれがあるとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、出前講座の開催がこの要綱の目的に著しく反しているとき。

(講座開催日の変更等)

第10条 町長は、不測の事態の発生により出前講座を開催することが困難となったときは、申込者又は開催決定者と協議の上、開催日等を変更し、又は中止することができる。

(講座開催日等の変更)

第11条 開催決定者は、[第7条](#)の規定による申込書に記載した内容に変更が生じたとき又は出前講座の開催を中止しようとするときは、出前講座受講変更申請書([様式第3号](#))を町長に提出しなければならない。

(変更等の決定通知)

第12条 町長は、前3条の規定により出前講座の開催について変更又は取消し若しくは中止を決定したときは、速やかに出前講座変更決定通知書([様式第4号](#))により、申込者又は開催決定者に通知するものとする。

(費用負担)

第13条 職員を出前講座の講師として派遣するために要する費用(資料の作成に要する費用を含む。)は、町が負担する。

2 出前講座を開催するにあたり、次の各号に掲げる費用は、出前講座の開催承認を受けた団体等の負担とする。

- (1) 施設借上料(当該施設の備品使用料を含む。)
- (2) 技能の習得を目的とする項目における原材料費
- (3) 有償資料代

3 町は、[第9条](#)から[第11条](#)までの規定による変更又は取消しの決定を行った場合において、これにより当該団体等が前項の費用負担等の損害を受けても、一切の責めを負わないものとする。

(講師の派遣等に係る事務)

第14条 講師の派遣、団体等との調整及び講座の開催に必要な資料の準備等は、各項目を担当する課が行うものとする。

(庶務)

第15条 出前講座に関する庶務は、総務課行政改革推進室で処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、出前講座の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。



## ⑧ 南部町ふれあい道路サポート事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町道の管理について、地域住民団体とともに行う業務（以下「道路サポート事業」という。）について必要な事項を定めることにより、地域住民による町道の維持管理活動の推進を図り、もって町道の管理水準の向上及び地域住民の道路への愛着の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町道 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に定める道路をいう。
- (2) 町指定道路 町長が指定する町道の路線又は町道の区間をいう。
- (3) 地域住民団体 南部町地域振興区の設置等に関する条例（平成19年南部町条例第7号）第8条に規定する地域振興協議会、町内に存する自治会その他これに準じる団体で町長が認めた団体をいう。

### (事業の内容)

第3条 道路サポート事業において行う事業は、次のとおりとする。

事業名	事業の内容
除草委託事業	町指定道路の法面等の除草を地域住民団体に委託し、当該道路の管理を行う事業
燃料支給事業	町道のうち集落間若しくは集落から幹線道路を連絡する道路又は町長が認める町道の法面等の除草を行う地域住民団体に対し、当該作業に必要な燃料を支給する事業

### (除草委託事業の要件)

第4条 除草委託事業は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 委託しようとする町指定道路の延長が500メートル以上あること。
- (2) 委託しようとする町指定道路が受益者を特定できない路線であること。
- (3) 除草した草を、当該業務を受託した地域住民団体が自ら処分できるとき又は町が指定する集積場に運搬できるとき。

### (除草委託事業の募集)

第5条 町長は、除草委託事業を地域住民団体に委託しようとするときは、次に掲げる事項を定めた募集に関する要項（以下「募集要項」という。）により、受託をしようとする地域住民団体を公募するものとする。

- (1) 委託する業務の対象となる町指定道路の名称及びその区間
- (2) 委託する業務の実施条件
- (3) 募集の期間
- (4) 応募の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、募集に関し必要な事項

2 前項の規定による公募は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町の広報誌への掲載
- (2) 町のホームページへの掲載
- (3) 町の掲示板への掲示
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める方法

(申請)

第6条 前条の規定に基づき募集された除草委託事業に応募しようとする地域住民団体は、南部町ふれあい道路サポート事業（除草委託事業）申込書（様式第1号）に、募集要項に記載された必要書類を添付して町長に申し込むものとする。

(委託先の決定)

第7条 町長は、前条の規定により応募のあった地域住民団体のうちから、当該事業を適切に行うことができると認められるものを当該事業の受託者として決定する。

- 2 町長は、前項の規定により受託者を決定したときは、受託者として決定された地域住民団体（以下「受託団体」という。）に対し、南部町ふれあい道路サポート事業（除草委託事業）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 町長は、受託団体と除草委託事業に関する委託契約を締結することにより、当該業務を委託するものとする。

- 2 前項の契約は、南部町ふれあい道路サポート事業（除草委託事業）委託契約書（様式第3号。以下「契約書」という。）により行うものとする。

(委託料)

第9条 委託料は、除草委託事業に係る作業の費用（以下「作業費」という。）に、作業費に15パーセントを乗じて得た額を加えた額とする。

- 2 前項の作業費の額は、次のとおりとする。

- (1) 除草後の草を運搬処分するとき 1平方メートルあたり30円（消費税込）
- (2) 除草後の草を運搬しない時 1平方メートルあたり20円（消費税込）

(保険等)

第10条 町長は、不慮の事故に対処するため、受託団体の作業員を被保険者とする傷害保険に加入するものとする。

(除草委託業務の実施)

第11条 受託団体は、除草委託事業に係る業務（以下「業務」という。）を実施しようとするときは、実施日の14日前までに、南部町ふれあい道路サポート事業（除草委託事業）実施届（様式第4号）に必要な事項を記載して町長に提出しなければならない。

(現場責任者)

第12条 業務を実施する受託団体は、当該業務の実施場所に常駐し、業務に従事する者の安全管理及び指導を行う者として現場責任者をおかななければならない。

- 2 現場責任者は、従事している者に事故があったとき、他人に損害を与える事由が生じたとき又は道路に異常を発見したときは、直ちに町長にその旨を報告しなければならない。

(実施報告)

第13条 受託団体は、業務を終了したときは、南部町ふれあい道路サポート事業（除草委託）業務実施報告書（様式第5号。以下「実施報告書」という。）により、町長に報告しなければならない。

(完了検査)

- 第14条 町長は、前条の規定により受託団体より実施報告書が提出されたときは、町長が当該報告に係る業務について検査するために任命した職員（以下「検査員」という。）に検査させるものとする。
- 2 検査員は、前項に基づく検査の結果、当該業務が適正に実施されていると認めるときは、その旨を南部町ふれあい道路サポート事業（除草委託事業）実施確認書（様式第6号）により、受託団体に通知するものとする。
- 3 第1項の検査の結果、当該業務に補修が必要であると認めるときは、南部町ふれあい道路サポート事業（除草委託事業）補修指示書（様式第7号。以下次項において「補修指示書」という。）により、受託団体に通知するものとする。
- 4 前項の規定により、補修指示書を受けた受託団体は、町長の指示するところにより、必要な補修した後、再度検査員の検査を受けなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、再度検査を行う場合に準用する。

(委託料の請求)

- 第15条 前条第2項及び同条を準用する第5項の規定により業務の実施確認を受けた受託団体は、町長に対し請求書（様式第8号）により委託料の支払いを請求することができる。
- 2 町長は、前項の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(燃料支給事業の申請)

- 第16条 燃料支給事業を行おうとする地域住民団体は、南部町ふれあい道路サポート事業（燃料支給事業）実施申請書（様式第9号）により、町長に申請するものとする。

(燃料の支給)

- 第17条 町長は、前条の規定により申請を受けたときは、次に掲げる算式により算定された量の除草に要する燃料を支給するものとする。ただし、当該燃料は、1団体当たり36リットルを超えて支給することはできない。

作業予定時間（時間）×作業機械の台数×0.3リットル

- 2 前項の規定により支給する燃料の種類は、ガソリン又は混合油とする。

(その他)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、道路サポート事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## ⑨ 南部町ジゲの道づくり交付金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は南部町補助金等交付規則（平成16年10月1日南部町規則第51号。以下「規則」という。）第27条の規定に基づき、南部町ジゲの道づくり交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本交付金は、地域振興協議会が創意工夫を凝らし、振興区内道路を自分達で整備し快適に通行でき、地域の特色ある道づくりや、地域将来像の創造等の新たな需要に対応し、地域の活性化を町と協働する計画に支援することを目的として交付する。

### (交付金の交付)

第3条 町は前条の目的の達成に資するため、別表第1に掲げる事業について、事業を実施する地域振興区に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、別表2に定める範囲内とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は事業を行う年度の5月31日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は別に定める様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、別に定める様式第3号によるものとする。

### (申請事項の変更)

第6条 補助事業者は、補助金等の交付の決定の通知を受けた場合において、当該補助事業等の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ町長に申請してその承認を受けなければならない。ただし、町長の定める軽微な変更については、この限りではない。

2 第5条の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

### (前金及び概算払い)

第7条 規則第22条に基づき前金払い及び概算払いの請求をする場合、次の各号によらなければならない。

(1) 前金払い請求をする場合、規則第21条に定める請求書に資金計画書及び契約書等の写しを添付して提出するものとする。但し、次の計算式によって算出された額を超えて請求することはできないものとする。

$$\text{交付決定額} \times 0.4 \geq \text{前金払い請求額}$$

(2) 概算払い請求をする場合、規則第21条に定める請求書に事業出来高調書（様式第4号）を添付し提出するものとする。但し、次の計算式によって算出された額を超えて請求することはできないものとする。このとき事業の進捗が当該年度事業の40%に満たない場合は概算払いの対象としない。

$$(\text{交付決定額} \times \text{出来率}) - \text{前払金額} \geq \text{概算払い請求額}$$

出来率＝進捗事業費÷総事業費

(実績報告の時期等)

第8条 規則第18号の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第18条の前段の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日が経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日。
- (2) 規則第18条後段の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日。
- (3) 前2号に該当しない場合にあつては、当該年度が終了した翌年度の4月10日。

2 規則第18条の報告書に添付すべき書類は、別に定める様式第4号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるものの他、本交付金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

## ⑩ 地域振興区ごみ減量化補助金交付要綱

平成 20 年 6 月 26 日  
告示第 37 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、[南部町環境基本条例\(平成 16 年南部町条例第 192 号\)第 1 条](#)及び[南部町地域振興区の設置等に関する条例\(平成 19 年南部町条例第 7 号\)第 1 条](#)に定める目的を達成するため、ごみの減量化に実績のあった地域振興協議会に補助金を交付することにより、住民にごみの減量化及び環境保全に対する意識を育み、ひいては、安全で快適な環境を創造することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「ごみ」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 2 項に定める一般廃棄物のうち、南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンター(以下「センター」という。)において処理する可燃物で、南部町の区域からセンターが収集したものをいう。

- この要綱において「地域振興協議会」とは、[南部町地域振興区の設置等に関する条例第 5 条第 1 項](#)に定めるものをいう。
- この要綱において「実績値」とは、各地域振興協議会の属する地域振興区(以下「振興区」という。)において収集された各年度における「ごみ」の重量をいう。この場合において単位は t とし、端数が生じたときは、小数第 1 位を四捨五入する。
- この要綱において「基準値」とは、振興区における平成 19 年度の「ごみ」の重量をいう。この場合において単位は t とし、小数第 1 位を四捨五入する。
- この要綱において「排出目標値」とは、「基準値」に 100 分の 95 を乗じたものをいい、振興区における排出目標値は次のとおりとする。

振興区	東町、 西町	天津	大国	法勝寺	上長田、 東長田	手間	賀野
排出目標値(t)	243	276	199	336	81	416	161

(補助金の額)

第 3 条 各地域振興協議会に交付する補助金の額は 5 万円とする。

- 前項の規定にかかわらず、当該振興区における実績値が排出目標値を超えて基準値以下の場合には 5 万円を、当該振興区における実績値が排出目標値以下の場合には 10 万円を前項に定める額に加えるものとする。

(補助金の交付申請等)

第 4 条 補助金の交付申請等については、[南部町補助金等交付規則\(平成 16 年南部町規則第 51 号\)](#)に定めるところによる。ただし、[第 3 条第 2 項](#)、第 14 条、第 18 条及び第 26 条の規定については、これを適用しないことができる。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、南部町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。



(この要綱の見直し)

- 2 この要綱は、その運用状況、効果、社会情勢等を勘案し、第1条に定める目的の達成状況等を評価した上で、この要綱の施行後3年以内ごとに見直しを検討しなければならない。

## ⑪ コミュニティ助成事業（自治総合センター事業）

### 1 趣 旨

財団法人自治総合センターが昭和53年から実施している事業で、宝くじの普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源とし、地域住民の行うコミュニティ活動に助成を行うことによりコミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的としている。

### 2 事業概要

#### (1) 助成対象団体

- ① 南部町 ② 地区住民のコミュニティ組織 ③ 自主防災組織

#### (2) 助成額等

- ① 一般コミュニティ助成事業 100万円～250万円  
 ② 緑化推進コミュニティ助成事業 50万円～200万円  
 ③ 自主防災組織育成助成事業 30万円～200万円  
 ④ 青少年健全育成助成事業 30万円～100万円

#### (3) 助成対象事業

- ① 一般コミュニティ助成事業

南部町又はコミュニティ組織が行うコミュニティ活動に必要な施設又は設備の整備に関する事業

区 分	施 設 又 は 設 備
1 生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等	生活環境の美観維持のための各種用具、公衆便所、除雪機等
2 健康の管理・増進	コミュニティ浴場、トレーニング用具、健康管理器具等
3 交通安全、防犯、その他の生活安全の確保の推進	道路照明灯、通学路整備、自転車駐輪場、防犯灯等
4 お祭り、運動会、ピクニックその他のコミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、各種用具等
5 文化・学習活動	視聴覚機器、印刷機、複写機、調理用機器、天体望遠鏡、窯、楽器等
6 体育・レクリエーション活動	各種スポーツコート・グラウンド等整備、照明施設、スポーツ用具、遊具、サイクリング車、コミュニティ公園・広場等整備
7 福祉活動	巡回用の自転車・バイク、点訳機、朗読用編集器材等
8 その他	コミュニティ掲示板、屋外放送設備等

② 緑化推進コミュニティ助成事業

南部町又はコミュニティ組織が行うコミュニティ活動に必要な施設又は設備の整備で、次の基準に適合する事業

- ア 広場、公園、運動場、児童遊園地等コミュニティ施設又はその周辺の植栽
- イ 「コミュニティの森」等の造成のための植栽
- ウ 主としてコミュニティ組織が行う緑地帯、花壇等の造成及びフラワーポットの整備等
- エ 前記ア～ウに掲げる諸事業に要する苗木、種子、用具等
- オ 緑化の推進及び維持管理に必要な施設

③ 自主防災組織育成助成事業

自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な施設又は設備の整備に関する事業（南部町が自主防災組織に支給又は貸与するために施設又は設備を整備するものを含む）

区 分	施設又は設備
1 情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
2 消火用	可搬式動力ポンプ、防火水槽、ホース、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
3 水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣、かけや等
4 救出救護用	エンジンカッター、テント、チェーンブロック、チェーンソー、救急箱、はしご、担架、防煙マスク、毛布、のこぎり等
5 給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置一式等
6 避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト等
7 防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番通報訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置一式、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、ワープロ、パソコン、複写機、テープレコーダー等
8 その他	資機材倉庫、小型除雪車等

④ 青少年健全育成助成事業

南部町又は地区住民のコミュニティ組織が主体となって行う事業で、主として小中学生が参加する次のコミュニティ活動に関するイベント等ソフト事業

- ア スポーツ・レクリエーション活動に関すること
- イ 文化活動及び学習活動に関すること
- ウ その他コミュニティ活動に関すること

ただし、講演会・研修会の開催及びコミュニティリーダーの養成・研修について鳥取県が実施する場合は助成の対象とする。

区 分	施 設 又 は 設 備
イベント等ソフト事業	講演会・研修会の開催 コミュニティリーダーの養成・研修 各種スポーツ・レクリエーション大会の開催 各種スポーツ教室 スポーツ指導員の派遣及び巡回 コミュニティスポーツの紹介・普及 体験農業等の実施 野外活動の実施等 親子で参加するオリエンテーリング、炭焼きキャンプ、マラソン大会 ふれあい自然体験、ハイキング、スターウォッチング等

### 3 留意事項

- (1) 助成の対象となる事業は、宝くじの普及広報の効果が発揮でき、国の補助金の交付を受けないものであること
- (2) 短期間において消費、破損するような施設又は設備は原則として対象外
- (3) 事業の実施期間は単年度
- (4) 用地取得に要する経費は助成の対象外

### 4 事業フロー

